

令和 7 年 12 月 16 日

島田市長 染 谷 絹 代 様

島田市水道料金等審議会  
会長 佐 藤 和 美

島田市水道料金の改定について（答申）

令和 7 年 1 月 30 日に諮問のあった水道料金の改定について、5 回の審議会を開催し、慎重に審議を進め、結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

## 答 申 書

水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水器具の普及や市民の節水意識の高まりなどの影響により、給水収益が減少傾向にある。

一方で、原材料費やエネルギー価格、人件費の高騰などにより、社会経済情勢は大きく変化しており、経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備された水道施設の多くが更新時期を迎えており、老朽化施設の更新が急務となっている。

さらに、東日本大震災や熊本地震、そして令和6年能登半島地震などの大規模地震を教訓に、耐震化の一層の推進が求められている。

このような状況において、水道事業を将来にわたり安定的に継続して運営していくためには、これまで以上の経営努力とともに、経営基盤の強化・安定が重要である。

当審議会では、こうした現状を踏まえ、今後の料金体系について慎重に議論を重ね、次のとおり意見が集約されたのでここに答申する。

### 1 料金算定期間

前回の水道料金等審議会において、今後、何年ごとの見直しが妥当かの議論を行った。その結果、4年ごととした方が、それまでの5年ごとと比べて改定頻度は高くなるものの改定率は低く抑えられ、また、社会情勢の変化に対応がしやすいことから望ましいとの結論に至った。

したがって、今回も同様に考え、料金算定期間を令和9年度から令和12年度までの4年とすることとした。

### 2 料金改定率

料金算定期間を令和9年度から令和12年度の4年とし、複数のパターンで財政シミュレーションを行った結果、適正な内部留保資金を確保することができる平均改定率として **+7.9%** とする料金体系が適当との結論に至った。

### 3 料金体系

#### (1) 基本料金

基本料金の設定方法には総括原価方式を採用し、基本料金の収入割合は36%とすることが適当との結論に至った。

口径別の基本料金設定については、前回の料金改定において、現状の中・大口径の基本料金が他の事業者と比べて非常に安価であり、小口径使用者に負担を強いている状況であることから、料金設定の基本となる考え方を「直径比率」から「断面積比率」に変更し、周辺事業者の基本料金に近づけるべきとの結論に至った。ただし、大口径の基本料金が大幅な値上げとなるため、前回改定を含む全3回の改定で段階的に移行することに決定していた。

そのため、今回の改定では「直径比率」から「断面積比率」への3段階での移行のうちの2回目となるよう口径別の基本料金を設定した。

また、口径13mmと口径20mmは、主として一般家庭で使用されているため同一の基本料金としてきたが、口径の断面積に2倍以上の差があることから、給水能力に応じた公平性を確保する目的で、基本料金は分けて設定するべきとの結論に至った。

#### (2) 従量料金

現行と同様に1か月当たりの使用量が10立方メートル以下と10立方メートルを超えた分とで各々単一制の料金設定をすることが適当であるとの結論に至った。

また、今回の改定では、口径13mmと口径20mmの基本料金を分けて設定することにより、口径20mmの基本料金の上昇幅が大きくなるため、一般家庭の負担が大きくなりすぎないように、また、島田市水道事業において、大部分を占める少量使用者の負担が過度に大きくならないよう、1か月当たり10立方メートル以下の従量料金は据え置き、10立方メートルを超えた分の従量料金のみ改定することが適当との結論に至った。

### 4 料金改定日

料金改定にあたっては、令和8年度に1年をかけて広報誌等で周知することを予定しているため、改定日は令和9年4月1日が適切との結論に至った。

## 5 付帯意見

### (1) 水道事業の広報活動の充実

ライフラインである水道料金の値上げは、市民生活に直結するものである。料金改定にあたっては、料金改定の必要性や変更点等について、分かりやすい資料を作成し、様々な広報手段を効果的に活用しながら、十分な周知期間を設けて、丁寧な説明をしていくことを要望する。

### (2) 経営努力と業務改善

水道事業の健全な経営は、料金改定による収入増のみに頼るのではなく、検針業務の効率化や施設更新時におけるダウンサイジングなど、経費削減に向けた取組を継続的に進めることを要望する。

スマートメーターや衛星、AIを活用した漏水調査など、技術の進歩により、日々新たな対応策が選択肢となる。これらの動向を踏まえ、コスト面や実現可能性を慎重に検討しつつ、業務改善に努めていくことを要望する。

### (3) 有収率向上

島田市水道事業は有収率が低い水準にあることから、老朽管路の更新や耐震化を積極的かつ効率的に進めるとともに、地震等の災害に対して安全で信頼性の高い水道施設とするよう要望する。

【島田市水道料金改定 案】

改定案

(消費税込、1か月当たり)

口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)		
		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分	
13mm	円	22.0円	円	
20mm	円			
25mm	1,870円			
30mm	2,640円			
40mm	4,235円			
50mm	6,710円			
75mm	13,915円			
100mm	23,870円			
150mm	53,460円			
臨時給水	口径別料金			
浴場営業	口径別料金			円

改定前

(消費税込、1か月当たり)

口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)		
		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分	
13mm	1,045円	22.0円	143.0円	
20mm				
25mm	1,155円			
30mm	1,540円			
40mm	2,035円			
50mm	3,245円			
75mm	5,500円			
100mm	8,580円			
150mm	18,700円			
臨時給水	口径別料金			
浴場営業	口径別料金			47.3円

## 委員名簿

職名	氏名	区分	組織・役職名
会長	佐藤 和美	学識経験者	静岡産業大学名誉教授
副会長	今村 重則	公共的団体の 役職員	島田商工会議所
委員	鷲巢 剛幸	学識経験者	静岡県大井川広域水道企業団
〃	相澤 一皓	学識経験者	大井上水道企業団
〃	田崎 武明	学識経験者	大井川土地改良区
〃	三浦 きよ子	公共的団体の 役職員	食生活推進協議会
〃	増田 友紀子	公共的団体の 役職員	消費生活モニター
〃	増田 勉	水道使用者	島田市自治会長連合会(三ツ合町) ※令和6年度のみ
〃	鈴木 昌之	水道使用者	島田市自治会長連合会(向谷元町) ※令和7年度のみ
〃	望月 義弘	水道使用者	島田市自治会長連合会(岸町)
〃	大村 伸之	水道使用者	島田市自治会長連合会(南原)
〃	溝下 一夫	水道使用者	島田市自治会長連合会(身成(川根))